

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部改正
(職員厚生課) 一
- 令和元年宮城県告示第九百三十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正
(同) 一
- 県税等の収納事務の委託
(税 務 課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課) 三
- 県営土地改良事業計画の縦覧（二件）
(農村振興課) 三
- 保安林の指定の予定
(森林整備課) 三
- 道路の区域変更
(道 路 課) 四
- 道路の供用開始
(同) 四
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧
(都市計画課) 四
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧
(同) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
(仙台地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の退任の届出
(北部地方振興事務所) 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
(東部地方振興事務所) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定
(精神保健推進室) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退
(同) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（十八件）
(教育庁特別支援教育課) 七

正 誤

○宮城県公報第九八号（令和二年四月二十四日付け）中

告 示

一〇

○宮城県告示第二百八十八号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十七万六千五百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

○宮城県告示第二百八十九号
令和元年宮城県告示第九百三十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	五、一六六円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、六九一元	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二元	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二二、二五八円

四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二二、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和五年四月十八日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

○宮城県告示第二百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を令和五年二月六日次のとおり委託した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税種別割（令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。）

鉱区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により法人の事業税の例によることとされる特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税環境性能割

産業廃棄物税

二 委託の相手方

東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都千代田区二番町八番八号 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 ミニストップ株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番一号 株式会社ポプラ

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セコマ

東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス

東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社

東京都港区海岸一丁目七番一号 PayPay株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号 ビリングシステム株式会社

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ

東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行

東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号 KDDI株式会社

三 委託期間

1 コンビニエンスストアでの収納

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

2 スマートフォン決済アプリによる収納

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇七〇〇七七七	事業所の名称及び所在地	サポートうえまつ 名取市植松一丁目一 番地二十八	指定障害福祉サービスの種類	生活介護・就労 継続支援B型	設置者名	有限会社ケイ	指定年月日	令和五年四月 一日
-------	------------	-------------	--------------------------------	---------------	-------------------	------	--------	-------	--------------

○宮城県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮城堀地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年四月十八日から令和五年五月十九日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市役所及び岩沼市役所

○宮城県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営業の木堀地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年四月十八日から令和五年五月十九日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所、名取市役所及び仙台市役所

○宮城県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字箒畑七四、二〇四の一、二三八の一、二三九の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字箒畑一一、一六、三四の一

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第二百九十五号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第五項の規定に基づき国土交通省東北地方整備局長から次のように道路の区域を変更する旨の通知があったので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和五年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 通知のあった年月日 令和五年三月二十七日
- 二 道路の種類 一般国道
- 三 路線名 三四九号
- 四 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地先から 同郡同町耕野字不動六六番三地先まで	前	二〇・一	四六・〇	二一五・四
	後	二一・七	四六・〇	二一五・四

○宮城県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字沼一〇七番一地先から 同郡同町耕野字沼一二五番一地先まで	令和五年 四月十八日

○宮城県告示第二百九十七号

山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

山元都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十八号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

杜乃橋地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秋保町土地改良区

役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋 義 広

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年四月一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六	理事
令和五年四月一日	太田 勝	仙台市太白区秋保町馬場字町南三十	理事
令和五年四月一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三	理事
令和五年四月一日	石垣 正	仙台市太白区秋保町長袋字大槻四三の三	理事
令和五年四月一日	菅原 徹郎	仙台市太白区秋保町馬場字上の原十三の三	理事
令和五年四月一日	石井 隆義	仙台市太白区秋保町長袋字館十四	理事
令和五年四月一日	岡崎 正明	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前十二の三	理事
令和五年四月一日	柴田 市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十	監事
令和五年四月一日	高橋 勇一	仙台市太白区秋保町馬場字土蔵三十	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年三月三十一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六	理事
令和五年三月三十一日	太田 勝	仙台市太白区秋保町馬場字町南三十	理事
令和五年三月三十一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三	理事
令和五年三月三十一日	佐藤 英治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十九	理事

令和五年三月三十一日	菅原 徹郎	仙台市太白区秋保町馬場字上の原十三の三	理事
令和五年三月三十一日	石井 隆義	仙台市太白区秋保町長袋字館十四	理事
令和五年三月三十一日	岡崎 正明	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前十二の三	理事
令和五年三月三十一日	柴田 市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十	監事
令和五年三月三十一日	高橋 勇一	仙台市太白区秋保町馬場字土蔵三十	監事

○宮城県告示第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年三月三十一日	佐藤 徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	監事

○宮城県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、津山土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年四月一日	西條 昇平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 退任した者

令和五年四月一日	亀井誠一	登米市津山町柳津字館石五十四番地	理事
令和五年四月一日	西條栄一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事
令和五年四月一日	阿部七太郎	登米市津山町柳津字黄牛石生六十一番地	理事
令和五年四月一日	尾張勝	登米市津山町横山字黒沢百六十三番地一	理事
令和五年四月一日	尾張広文	登米市津山町横山字上鴻巣二十九番地	監事
令和五年四月一日	阿部啓子	登米市津山町横山字上の山十三番地	監事
令和五年三月三十一日	西條昇平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
令和五年三月三十一日	亀井誠一	登米市津山町柳津字館石五十四番地	理事
令和五年三月三十一日	西條栄一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事
令和五年三月三十一日	阿部七太郎	登米市津山町柳津字黄牛石生六十一番地	理事
令和五年三月三十一日	須藤庸市	登米市津山町柳津字黄牛石生百十九番地	理事
令和五年三月三十一日	高橋平克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
令和五年三月三十一日	尾張広文	登米市津山町横山字上鴻巣二十九番地	監事

一 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人明星会あけぼのクリニック	石巻市蛇田字上中塚二六一一	令和五年四月一日
公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三六番地	令和五年四月一日

二 薬局

名称	所在地	指定年月日
カメイ調剤薬局 石巻蛇田店	石巻市蛇田字金津町一三一五	令和五年四月一日
カメイ調剤薬局 岩沼店	岩沼市土ヶ崎二丁目三一八	令和五年四月一日

三 訪問看護事業者等

名称	所在地	指定年月日
まうるる訪問看護ステーション	大崎市古川休塚字中谷地三番一	令和五年四月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名称	所在地	辞退年月日
あけぼのクリニック	石巻市蛇田字新塚寺二二〇	令和五年三月三十一日
公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三六番地	令和五年三月三十一日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
大代ヘルスマート薬局	多賀城市大代五丁目四一四八	令和五年二月二十七日
株式会社アサヒ薬局	塩竈市港町二一五一〇	令和五年三月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 一億八千五百三十四万五千五百三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 二億千六百万八千百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番地の二
- 五 落札金額 一億四千二百九十八万六千八百五十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 気仙沼交通株式会社 気仙沼市上田中一丁目九番地十四
- 五 落札金額 七千八百七万三千九百七十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 一億八千九百六十八万八千六百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社タケヤ交通 柴田郡川崎町大字前川字中道南三番地四
- 五 落札金額 一億四千六百七十八万八千八百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 東北アクセス株式会社 福島県南相馬市原町区深野字庚塚三百四十六番地の一
- 五 落札金額 二億九千三百六十六万六千三百二十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 二億七千八百五十二万二千九百七十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 二億二千八百七十七万三千二百九十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日

- 四 落札者の名称及び所在地 グリーン観光バス株式会社 栗原市築館字下宮野川北二十一番地一
- 五 落札金額 七千四百二十八万八千八百八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務① 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日

- 四 落札者の名称及び所在地 仙南交通株式会社 仙台市太白区中田五丁目十六番二十五号

- 五 落札金額 三億二千九百九十七万二千五百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務② 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日

- 四 落札者の名称及び所在地 愛子観光バス株式会社 仙台市青葉区上愛子字大岩一番地の三

- 五 落札金額 二億六千五百六十三万七千六百五十八円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十八日

- 四 落札者の名称及び所在地 東日本観光バス株式会社 岩沼市二木一丁目一番二号

- 五 落札金額 四千四百五十四万八千二百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立西多賀支援学校送迎車両運行業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年三月一日

- 四 落札者の名称及び所在地 仙台中央タクシー株式会社 仙台市宮城野区扇町五丁目五番二十号

- 五 落札金額 四千五百二十五万二千二百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務① 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十九日

- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社昭和タクシー 大崎市古川字上古川屋敷七十七番地の一
- 五 落札金額 一億五千六万九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年三月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和五年四月十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十九日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号
- 五 落札金額 九千三十四万八千七百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年三月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和五年四月十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務③ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十九日
- 四 落札者の名称及び所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番地の二
- 五 落札金額 七千四百五十六万三千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年三月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和五年四月十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十九日
- 四 落札者の名称及び所在地 とよま観光バス株式会社 登米市登米町寺池目子待井二百七十五番地一
- 五 落札金額 一億九千二百六十一万四千四百九十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年三月十四日

正 誤

○宮城県公報第九八号(令和二年四月二十四日付け)中
ページ 段 行 正 誤
一 上 六 号 令和元年宮城県告示第九百三十三号
平成四年宮城県告示第五百四十一号